

NPO通信

つながる つなげる 信州のNPO



第37号 平成24年3月30日発行

発行

長野県企画部県民協働・NPO課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」

Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

ピックアップ NPO法人の税務について

NPOに関する実態調査の結果がまとまりました
シリーズ② 企業調査の結果より

- ◇ 新しい公共支援・推進事業ー平成24年度の取組みー
- ◇ 新しい認定NPO法人制度を活用しましょう
- ◇ NPOタレントバンクにご期待ください！
- ◇ 新NPO法人紹介
- ◇ 「ボランティア交流センターながの」からのお知らせ

information

ー 県からのお知らせ ー

特定非営利活動促進法が改正されました。

平成23年6月15日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が成立し、平成24年4月1日から施行されます。

法改正のポイントは、認証制度の信頼性向上のための見直しとして活動分野の追加・手続きの簡素化・会計の明確化等が行われ、また、NPO法人への市民からの寄附の促進効果をねらいPST要件の緩和・仮認定制度の導入等により、新たな認定制度（詳細は、3ページ）を特定非営利活動促進法に創設するもので、認証制度、認定制度の所轄庁が地方自治体に一元化されることとなりました。

法改正の詳細は、長野県公式ホームページ「長野県NPO・ボランティア情報コーナー」をご覧ください。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>)

新しい公共支援・推進事業ー平成24年度の取組みー

長野県では、国からの新しい公共支援事業交付金を財源に基金を設置し、新しい公共の担い手となるNPOが自立的に活動を行えるような支援策等の環境整備事業に取り組んでいます。

平成24年度の主な取組みをご紹介します。

(事業は、基金を活用し、平成23年度、24年度の2年間にわたり実施しています。)

～ファンドレイジングツールをつくります～

NPO活動への寄附等を集める仕組みづくりと、その運営を担うNPO法人の設立支援を行い、NPOの皆さんの活動を支えます。

多くの皆様の参画をお待ちしています

～NPOの融資利用支援～

融資制度活用講座を県下各地で開催します。融資を受ける際に必要となる資金計画書等の作成の個別相談を行います。

～県民フォーラム開催～

フォーラムでは、パネルディスカッションやNPOの方々が交流できる場の開催を予定しています。

～中間支援組織の設立を支援します～

NPO等の支援や協働コーディネートをこなせる人材機能を持つ中間支援組織の設立の手助けを行います。

～引き続き人材育成に取り組めます～

①NPO人材育成専門講座

自分の専門知識をNPO活動に活かしたい人
豊富な知識や経験を持つ皆さん、貴方の能力を地域や社会のために活かしませんか

詳細は、6ページ「NPOタレントバンクにご期待ください！」をご覧ください。

②NPO基礎セミナー

NPOの運営に係る基礎的な知識を修得したい人や会計、税務、組織のマネジメント、情報発信力等を学びたい人のためのNPO基礎セミナーです。

③NPOエキスパート講座

NPOの理事長、運営責任者向けにNPOの運営事務を集中的に学び、スキルアップする講座です。

④地域協働コーディネーター養成講座

地域をより良くするため、NPO、企業、行政等を結びつける調整力をつけたい人向けの講座です。

①～③はいずれも内容を充実させ、④は新規に開設し、夏から実施する予定です。

みなさんの参加をお待ちしています。



いずれも、詳細が決まり次第、県のホームページ等で紹介していきます。

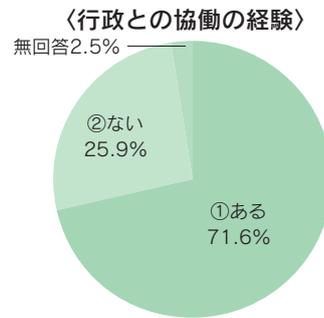
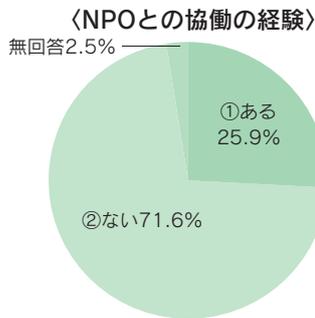
NPOに関する実態調査の結果がまとまりました【第2回】

長野県が実施した「NPOに関する実態調査」の結果についてお知らせする第2回は、県内の従業者数100人以上を有する企業から無作為抽出した200事業所を対象とした『企業調査』の結果です。

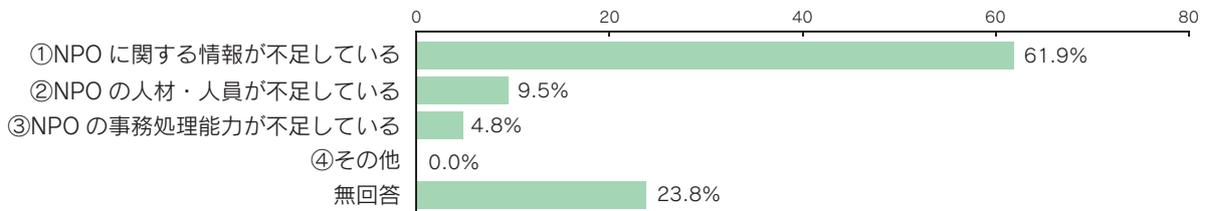
1 『企業調査』結果の概要

企業のNPO・行政との協働の状況、NPO活動に対する資金支援などについて調査し回答をいただきました。【回答数81 回収率40.5%】（複数回答の場合は合計が100%になりません）

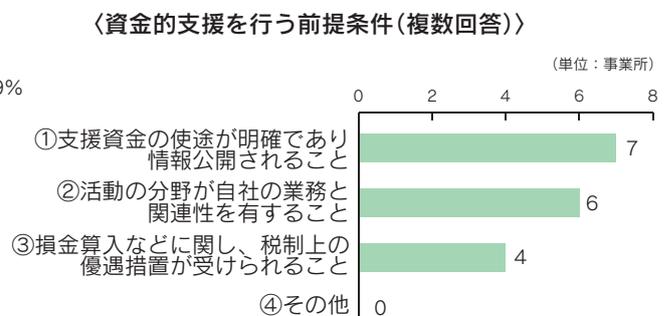
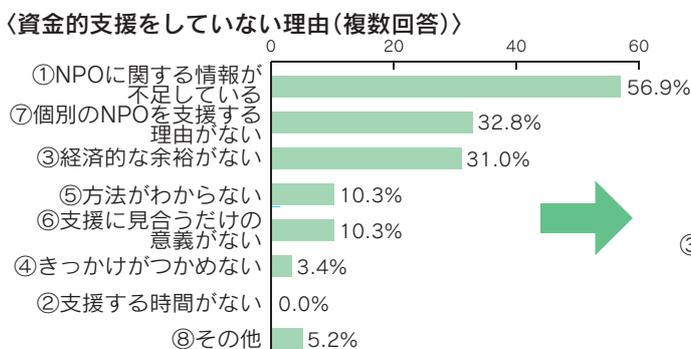
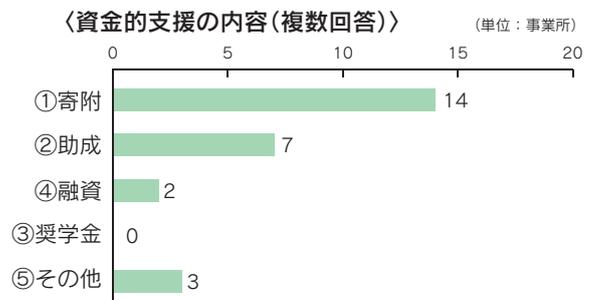
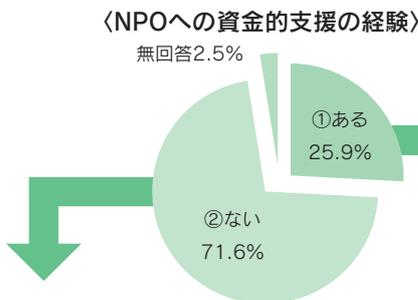
◆ NPOとの協働の経験は約4分の1が、行政との協働の経験は約7割が「ある」。



◆ NPOとの協働における課題は「NPOに関する情報が不足している」が約6割。



◆ NPOへの資金的な支援の経験は、約4分の1が「ある」。内容としては「寄附」が最も多く、次いで「助成」。一方、NPOに対して資金的な支援をしていない企業は、理由として「NPOに関する情報が不足している」が最も多く、また、現在、支援をしていないが今後、支援の予定のある企業は、その条件として「支援資金の用途が明確であり情報公開されること」を多く挙げている。



2 調査結果の詳細は、下記ホームページでご覧になれます。

「長野県NPO・ボランティア情報コーナー」(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>)

※この結果は、「県民協働を進める信州円卓会議」において、長野県における県民協働の推進や新しい公共のあり方を検討するための資料となるものです。

問合せ先：長野県企画部県民協働・NPO課（電話：026-235-7190）

新しい認定NPO法人制度を活用しましょう

—NPO法人への寄附を促進する制度が拡充されます—

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附により育てられ活発化することや寄附文化の浸透を狙って、平成13年10月のNPO法改正で制度化されました。

平成24年4月1日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が施行されることに伴い、認定NPO法人制度が拡充されます。

市民からの寄附の促進効果が期待される新しい認定NPO法人制度を大いに活用しましょう。

認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の基準を満たすものとして、国税庁長官より認定を受けた法人です。

法改正により、平成24年4月1日より認定事務は、長野県が行うようになります。

認定が受けやすくなりました

認定NPO法人になるための8つの要件のうちPST要件が緩和されました。今までは「相対値基準」だけでしたが、新たに「絶対値基準」「個別の条例指定基準」が加わり選択が可能になりました。

- ・「相対値基準」 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること
 - ・「絶対値基準」 年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること
 - ・「個別条例指定基準」 都道府県又は市区町村から条例による個別指定を受けていること
- (PSTとは、「パブリックサポートテスト」の略で、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準)

税制上の優遇措置が拡充されました

①個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をした場合

これまでの所得控除制度に加えて、税額控除制度が導入され、有利な方を選択できるようになりました。

税額控除を選択した場合・・・年収300万円の方が、1万円寄附した例
所得税（10,000円－2,000円）×40%＝3,200円が税額から控除されます
（寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です）

②法人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をした場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

③相続人、遺贈を受けた者が認定NPO法人に寄附をした場合（仮認定NPO法人は除く）

相続税の課税対象としない特例措置があります。

④認定NPO法人のみなし寄附金制度（仮認定NPO法人は除く）

認定NPO法人の収益事業から得た利益を、その認定NPO法人の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、所得金額の20%まで損金算入できます。

仮認定NPO法人制度ができました

設立初期のNPO法人が税制上の優遇措置を受けやすくなるよう新たに創設された制度です。

認定NPO法人との違いは

- ・PSTが不要（PST要件以外の7つの条件を満たしていればよい）
- ・有効期間は、仮認定から3年間（更新なし）
- ・設立後1年を超え5年未満のNPO法人が対象（平成27年3月31日までは、設立後5年以上のNPO法人も対象）
- ・上記、税制上の優遇措置のうち①②が適用

NPO法人の税務について

特定非営利活動法人に対する税制上の扱いは、収益事業の有無などにより必要な税務対応が異なるため一概には言えず、複雑に感じられるかもしれません。ここでは国税と県民税の中でNPO法人に課される税の一部を紹介するので、これを機に法人の税務対応についてもう一度確認してみましょう。

— 法人税 —

NPO法人でも、法人税法上の収益事業を行った場合は法人税が課税されます。

法人税法上の収益事業とは、次の34種類^{※1}の事業で、**継続して事業場**を設けて営まれるものをいいます。

収益事業34業種

①物品販売業②不動産販売業③金銭貸付業④物品貸付業⑤不動産貸付業⑥製造業⑦通信業⑧運送業⑨倉庫業⑩請負業⑪印刷業⑫出版業⑬写真業⑭席貸業⑮旅館業⑯料理店業その他の飲食店業⑰周旋業⑱代理業⑲仲立業⑳問屋業㉑鉱業㉒土石採取業㉓浴場業㉔理容業㉕美容業㉖興行業㉗遊技所業㉘遊覧所業㉙医療保健業㉚芸芸・学力教授業㉛駐車場業㉜信用保証業㉝無体財産権の提供等を行う事業㉞労働者派遣業^{※1}

※1 平成23年度NPO運営基礎セミナー「会計・税務」の資料に33種類と記載があるものがありますが、平成20年度の税制改正により労働者派遣業が収益事業に追加され、収益事業は34種類に改められております。訂正いたします。

—事業場の定義—

常時の店舗、事務所などの他、必要に応じて臨時場所を設け、又は既存の施設を利用して行うものも含まれるため、移動販売や移動演劇興行等も事業場を設けて営まれるものと判断されます。

特に施設を必要としない事業でも、事務手続きを行う行為によって事業場と認定されることもありますので注意が必要です。

—「継続して」の判断—

各事業年度の全期間を通じて営まれるものに限らず、事業の性質によって継続性を判断することになります。

不定期でも反復して行うような事業は該当することがありますので注意しましょう。

次の図の網掛け部分に該当した場合は法人税の課税対象となります。

	特定非営利活動に係る事業	その他の事業
法人税法上の34業種に該当する事業	A	B
34業種以外の業種に該当する事業	C	D

	A事業	B事業	C事業	D事業
NPO法人の定款上	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	特定非営利活動に係る事業	その他の事業
法人税法上	収益事業	収益事業	非収益事業	非収益事業

✔ 収益事業かどうかは事業の外見からの判断が基本ですが、一部除外されるものもあつたり、収益事業に付随する行為までも課税対象に含まれたりとその判断基準は複雑です。知らないうちに税金を滞納していたといった事にならないように、**法人の行う事業については税務署に事前に確認してもらいましょう。**

— 法人県民税・法人事業税 —

法人県民税には、均等割と法人税割があります。均等割は、資本金等の額により定められており、法人税における所得の有無にかかわらず課税となります。法人税割は、法人税額に応じて課税となります。

法人事業税については、法人税における所得に応じて課税となります。

区 分	法人県民税		法人事業税・ 地方法人特別税 ^{※2}
	均等割	法人税割	
法人税法上の 収益事業を行っている	課税 (減免あり…①)	課税	課税 (事業税の課税免除あり…②)
法人税法上の 収益事業を行っていない	課税 (減免あり…③)	非課税	非課税

※2 平成20年度税制改正によって、法人事業税の一部を分離し、国税として創設されたものです。国税ですが法人事業税と併せて県に申告納付していただきます。

県税の軽減措置があります。

減免① (NPO法人活動支援税制) 【申請期限】 納期限 (定款で定めた決算期から2ヶ月後) 前7日

税 目	減免等の対象となる場合	適用期間等
法人県民税 (均等割)	設立から5年を経過する日の属する事業年度までの間で収益事業が赤字の場合	平成15年3月末決算の法人から適用
《参 考》 不動産取得税	設立後5年以内に本来の事業用の不動産を取得した場合	平成15年4月1日以降の取得から
《参 考》 自動車取得税	設立後5年以内に本来の事業用の自動車を無償で取得した場合	

課税免除② (創業促進税制) 【申請期限】 納期限 (定款で定めた決算期から2ヶ月後) 前7日

税 目	課税免除の対象となる場合	要 件
法人事業税 (所得400万円以下の金額に限る)	設立から5年を経過する日の属する事業年度まで (収益事業を行う黒字決算法人が対象)	平成21年度から23年度 の間に設立したもの ^{※3}

※3 平成23年度以降の設立についても適用される予定です。

※ 「地方法人特別税」は、課税免除の対象ではありません。

減免③ 【申請期限】 定款に定めた決算期にかかわらず、納期限 (毎年4月30日) 前7日 (= 4月23日)

税 目	減免の対象となる場合
法人県民税 (均等割)	収益事業を行っていない場合

✔ 意外と見落としが多い税務対応…こちらもう一度チェックしてみてください。
 NPO法人を立ち上げた際には、**収益事業の有無にかかわらず県、市町村(税務担当窓口)への届出が必要です。**
 収益事業を行っていなかったNPO法人が収益事業を開始した場合は、県(地方事務所税務課)へも届出が必要です。
 別途市町村民税が課税されます (詳しくは各市町村にお問い合わせください)。

今回紹介したもの以外にも、NPO法人に関係する税は多くあります。ご相談や各種減免等に必要な届出については、国税は税務署、県税は管轄する地方事務所税務課、市町村税は市町村税務担当窓口までお問い合わせください。

NPOタレントバンクにご期待ください！

会計、経営指導、IT指導…様々な専門知識を持った人材をNPOの求めに応じ派遣するNPOタレントバンク（仮称）の仕組みを平成24年度に県内中間支援組織に設置し、NPO活動を支援します。

登録前の講座の様子

講義



実習



タレントバンク登録希望者には、NPOを基礎から学ぶ講座を受けていただき、講座修了後は中間支援組織に登録を行い、各自の専門知識をNPOで発揮していただきます。

平成23年度に実施したタレントバンク登録前の講座には、40名を超える参加がありました。

受講者は行政書士、税理士、中小企業診断士のほか、金融・建築・IT業界等幅広い業種で活躍されてきた方々が揃っています。NPOの抱える課題は様々かと思いますが、個々のNPOのニーズに合った人材の派遣が期待できます。

タレントバンクの利用方法等については、随時情報発信を行っていく予定です。

—あなたもご自分の能力を社会に活かしませんか？—

平成24年度においても、タレントバンクに登録される方の講座を実施します。

受講者募集は平成24年6月頃から開始の予定です。

【求める人材】

次のいずれかの分野の専門知識を有し、全講座に参加できる方の受講をお待ちしています。

経営指導／会計／人事労務／法務／広報／事業計画／行政との協働コーディネート／IT指導、ホームページ作成／その他NPOに必要と思われる専門知識

～タレント登録の流れ～

1

講座

受講者にはまず講座を受けていただきます。講座は以下の2種類を予定しています。

講義…現代社会とNPOの役割、NPOと企業の相違点等のテーマでNPOの基礎知識を学んでいただきます。

実習…県内外のNPOを訪問し、自分の能力がどう活かされるのか実際に体験します。

2

NPOタレントバンクへの登録

講座修了者は、中間支援組織に設ける「NPOタレントバンク」（仮称）へ登録されます。

タレントバンクは講座の受講者と、支援を必要とするNPOとの橋渡しを行います。

3

希望NPOへのコンサルティング

NPOの求めに応じ、各自の専門知識を発揮していただきます。自分でNPOを立ち上げて社会貢献活動をしていただくのもよいでしょう。組織立ち上げの支援も行う予定です。

新NPO法人紹介

(NPO 法人名・設立年月日・目的(定款のとおり)
・主たる事務所)

1月から3月までに新たに設立された13法人を紹介します。

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」でご覧いただけます。

絆JAPAN (H23.12.6)

この法人は、発展途上国の生活向上と、児童及びその養育者を対象とした、教育、自立支援活動を行う事で、子ども達の健全な成長を促進するための安全な社会創りに寄与すること、ならびに、海外支援で培ったノウハウを生かしての災害救援活動を行い、被災者支援に寄与することを目的とする。

(諏訪市渋崎1792番地394)

お助け機動隊 (H23.10.25)

この法人は、高齢者、障害者及びその家族に対して、送迎バスの運行等による買い物弱者の支援を行い、また地域活性化に向けた各種イベントへの参加活動などに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(松本市大字笹賀7600-41)

あんずの里振興会 (H23.12.15)

この法人は、千曲市が管理する「あんずの里スケッチパーク」を含む、あんずの果樹園の良好な管理と、農業生産を継続して維持することが困難な農業者に対して、農業支援活動に関する事業を行い、農業生産振興に寄与することを目的とする。

(千曲市森1406番地の1)

ふれあい (H23.12.20)

この法人は高齢化が進み、核家族化した地域に住む人達を対象に冠婚葬祭、地域活性化などのイベントを企画・運営し、高齢者の生活を支援することによって、失われつつある地域の連帯感、伝統、しきたりを継承して活力ある地域を生み、地域商工業者及び地域全体の活性化、買い物弱者の支援、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

(木曽郡上松町駅前通り2丁目11番地)

ヘルプサービスきずな (H23.12.19)

この法人は、不特定多数の近隣地域の人々に対して、介護保険法に基づく居宅、介護予防サービス並びに、自家用有償旅客運送事業、介護保険報酬外の生活支援サービス、子育て支援サービス、一般乗用旅客自動車運送事業を行う。地域の人々とのきずな、助け合いの精神で家事、介護、子育ての負担を軽減し幅広く公益の増進に寄与することを目的とする。

(千曲市大字戸倉1345番地1 小出アパートB号室)

ごかの風 (H24.1.10)

この法人は、地元で採れる食材の活用を通じて地域の食文化を地域内外へ伝え、誰もががたがりをもって楽しく暮らせる地域づくりを行うことを目的とする。

(下伊那郡阿智村伍和482番地2)

信濃あすなろ会 (H24.1.4)

この法人は、「自立生活支援が必要な児童」に対して、義務教育終了後の自立を図るため生活の基盤となる住居を提供し、児童の日常生活上の相談援助・就労支援を行い、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(長野市松代町東寺尾3944番地)

優愛会 (H24.2.7)

この法人は、高齢者、障害者をはじめ全ての方々が自分にあつた環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービス、地域のネットワークづくりなど、心身共に豊かで健康になるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

(北安曇郡池田町大字会染6117番地98)

ZERO (H24.1.31)

この法人は、障害者、生活困窮状態に陥る人々に社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、誰もが地域で生活できるように、安心・安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(須坂市墨坂南5丁目2番19号)

地域サポートステーションおひさま (H24.2.8)

この法人は、障がい者と高齢者及びコミュニケーションが旨く出来ない事により、社会に馴染めない若者等、社会的に弱者と呼ばれる人達の自立を目指して、就労支援を基軸とした職業能力訓練やコミュニケーション能力の向上も含めた社会生活技能訓練等を実施し、就労場所の開拓と就労創出事業を行い、併せて生活上の種々の悩みや困り事などを話し合える場所の提供とその悩みや困り事に対応する為の相談活動と日常生活を支える為の支援事業を行い、障がい者や高齢者他社会的弱者の福祉の増進を図り、各個人がその人らしく暮らしていける環境作りの手助けをし、希望を持って社会生活が送られるよう社会貢献に寄与する事を目的とする。

(松本市浅間温泉3丁目24番11号)

ワークハウス太陽 (H24.2.3)

この法人は、障害者(知的、精神)への偏見を無くし、又老人福祉に寄与し、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

(須坂市大字九反田町132番地2)

上田市民エネルギー (H24.2.14)

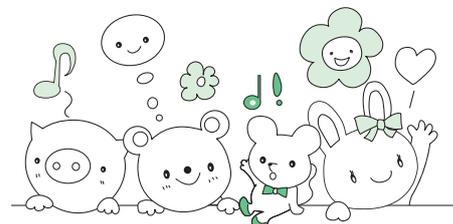
この法人は、広く一般市民に対して、自然エネルギーや省エネルギーの普及に関する事業を行い、環境問題の解決と全国の地域における経済活動の発展に寄与することを目的とする。

(上田市中央4丁目3番10号 メゾーン丸堀201号)

長野県トレッキング協会 (H24.3.5)

この法人は、これからの山岳観光・自然環境の現実を直視して、山岳、自然に関心ある者を長野県の山に誘い、長野県の各観光地に潤いを持たせ、さらに指導員を育て、山岳遭難を少しでも減少させるべく事業活動を中心とすることを目的とする。

(長野市大字東和田122番地)



『ボランティア交流センターながの』からのお知らせ



『ボランティア交流センターながの』は、打ち合わせのできるフリースペース、会議室、印刷機などを備えた、市民活動のための交流施設です。皆さんの活動拠点として気軽にご利用ください。

施設案内

★会議室

定員は20名です。無料で利用できます。
事前に電話でお申し込みください。
3ヶ月前から予約できます。

★フリースペース

打ち合わせや情報交換などに利用できます。

★作業コーナー

会報、チラシ、資料作成等の作業に利用できます。

★印刷機

製版は40円です。印刷料金は印刷枚数によって異なります。
用紙は持参してください。

★コピー機

利用料金は1枚当たり10円です。

★紙折機

利用料は無料です。チラシの三つ折も簡単にできる優れものです。

★情報掲示板

イベント案内やボランティア募集などの情報発信の場として利用できます。

★インターネットコーナー

情報の検索に無料で利用できます。

★図書コーナー

NPOやボランティアに関する書籍、NPO支援機関の情報誌などを自由に閲覧できます。

★NPO法人閲覧書類

NPO法人から提出された事業報告書等の公開文書を閲覧できます。

◆利用時間◆

火・木 8時30分から20時45分
月・水・金・土 8時30分から17時
(日・祝日・年末年始はお休みです。)

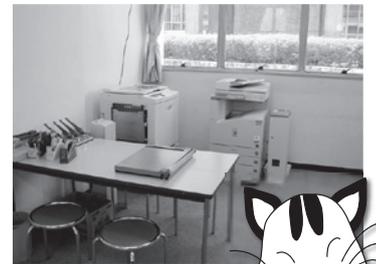
〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 県庁東庁舎1F

電話 026-232-2221 FAX 026-235-7258

Eメール pref-npo@helen.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www15.ocn.ne.jp/~pref-npo/>

NPO・ボランティアなどのイベント・募集情報は、
「ボランティア交流センターながのブログ」を検索ください。



『ボランティア交流センターながの』 の会議室をご活用ください！

当センター会議室は、20名まで収容可能で、月～土の昼間に加え、火・木は夜間も開いていますので、就業後の時間帯に定期総会や研修会などの会議を開催することも可能です。

印刷機・コピー機も完備していますので、資料をその場で作成することもできます。(※印刷機を使用する場合、用紙をご持参ください。)

NPO法人を始め、市民活動に携わる皆さん、円滑な業務運営のために、当センターの会議室をご利用ください。



県庁駐車場のご利用について

県庁の駐車場は、耐震工事のため一般外来駐車場が狭くなっています。相乗り、または公共交通機関をご利用ください。なお、夜間時間帯の利用の際には、施錠時間をご確認ください。



駐車場開錠時間：共通	8:30
施錠時間：正面玄関側	21:00
その他	18:00